

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1001	生活援助・1割	イ 生活援助費	事業対象者・要支援1・2 (1回当たり) 211単位		211	1回につき	
A3	1290	生活援助・業継又は虐待減算・1割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209		
A3	1291	生活援助・業継及び虐待減算・1割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207		
A3	1002	生活援助・同一1・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	190		
A3	1292	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・1割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188		
A3	1293	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・1割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186		
A3	1294	生活援助・同一2・1割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	186		
A3	1295	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・1割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184		
A3	1296	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・1割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182		
A3	1003	生活援助・特別地域加算・1割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算			32
A3	1004	生活援助・特別地域加算・同一1・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		29
A3	1297	生活援助・特別地域加算・同一2・1割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	28		
A3	1005	生活援助・小規模事業所加算・1割			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算			21
A3	1006	生活援助・小規模事業所加算・同一1・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		19
A3	1299	生活援助・小規模事業所加算・同一2・1割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	19		
A3	1007	生活援助・中山間地域等提供加算・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算			11
A3	1008	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		10
A3	1300	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・1割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		9
A3	1180	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・1割	生活機能向上連携加算			100 単位加算	1月につき	
A3	1009	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・1割	200 単位加算			200		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A3	1011	生活援助・2割	イ 生活援助費	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		211	1回につき		
A3	1302	生活援助・業継又は虐待減算・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209			
A3	1303	生活援助・業継及び虐待減算・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207			
A3	1012	生活援助・同一1・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			190	
A3	1304	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)			188	
A3	1305	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)			186	
A3	1306	生活援助・同一2・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			186	
A3	1307	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)			184	
A3	1308	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)			182	
A3	1013	生活援助・特別地域加算・2割			特別地域加算 所定単 位数の 15% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		32	
A3	1014	生活援助・特別地域加算・同一1・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		29	
A3	1309	生活援助・特別地域加算・同一2・2割						28	
A3	1015	生活援助・小規模事業所加算・2割						21	
A3	1016	生活援助・小規模事業所加算・同一1・2割			中山間地域等における 小規模事業所加算 所定 単位数の 10% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		19	
A3	1310	生活援助・小規模事業所加算・同一2・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		19	
A3	1017	生活援助・中山間地域等提供加算・2割			中山間地域等に居住する 者へのサービス提供 加算 所定単位数の 5% 加算			11	
A3	1018	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		10	
A3	1311	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		9	
A3	1181	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・2割	生活機能向上連携加算			100 単位加算	1月につき		
A3	1019	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・2割				200 単位加算			

【長崎市】生活援助 サービスコード表（A3）

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1121	生活援助・3割	イ 生活援助費	事業対象者・要支援1・2 (1回当たり) 211単位		211	1回につき	
A3	1313	生活援助・業継又は虐待減算・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		209
A3	1314	生活援助・業継及び虐待減算・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		207
A3	1122	生活援助・同一1・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%			190
A3	1315	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		188
A3	1316	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		186
A3	1317	生活援助・同一2・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%			186
A3	1318	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		184
A3	1319	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		182
A3	1123	生活援助・特別地域加算・3割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		32
A3	1124	生活援助・特別地域加算・同一1・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		29
A3	1320	生活援助・特別地域加算・同一2・3割						28
A3	1125	生活援助・小規模事業所加算・3割						21
A3	1126	生活援助・小規模事業所加算・同一1・3割			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		19
A3	1321	生活援助・小規模事業所加算・同一2・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		19
A3	1127	生活援助・中山間地域等提供加算・3割			中山間地域等に居住する者へのサービスの提供加算 所定単位数の 5% 加算			11
A3	1128	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		10
A3	1322	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		9
A3	1182	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・3割	生活機能向上連携加算		100 単位加算	100	1月につき	
A3	1129	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・3割			200 単位加算	200		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)]

利用者1割負担										合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目								
A3	1488	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			47	1回につき			
A3	1489	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47				
A3	1490	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46				
A3	1491	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		43				
A3	1492	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42				
A3	1493	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42				
A3	1494	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		42				
A3	1495	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41				
A3	1496	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41				
A3	1497	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算		7				
A3	1498	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6		
A3	1499	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割					事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		6		
A3	1500	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割			中山間地域等における小規模 事業所加算 所定単位数の 10% 加算		5				
A3	1501	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4		
A3	1502	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割					事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4		
A3	1503	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割			中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の 5% 加算		2				
A3	1504	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2		
A3	1505	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割					事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2		
A3	1506	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		22	1月につき			
A3	1507	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割			200 単位加算		45				

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード		サービス内容略称	算定項目					
種類	項目							
A3	1508	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			47	1回につき
A3	1509	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47	
A3	1510	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46	
A3	1511	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		43	
A3	1512	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42	
A3	1513	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42	
A3	1514	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		42	
A3	1515	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41	
A3	1516	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41	
A3	1517	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算		7	
A3	1518	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	6	
A3	1519	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	6	
A3	1520	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割			中山間地域等における小規模 事業所加算 所定単位数の 10% 加算		5	
A3	1521	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	4	
A3	1522	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	4	
A3	1523	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割			中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の 5% 加算		2	
A3	1524	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2	
A3	1525	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	2	
A3	1526	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		22	1月につき
A3	1527	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割			200 単位加算		45	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1528	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割			47	1回につき
A3	1529	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		47	
A3	1530	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		46	
A3	1531	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		43	
A3	1532	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		42	
A3	1533	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		42	
A3	1534	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		42	
A3	1535	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		41	
A3	1536	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		41	
A3	1537	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算		7	
A3	1538	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	6	
A3	1539	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	6	
A3	1540	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算		5	
A3	1541	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	4	
A3	1542	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1543	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算		2	
A3	1544	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2	
A3	1545	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1546	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	100 単位加算		22	1月につき
A3	1547	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	200 単位加算		45	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)]

利用者1割負担						
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1548	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		38	1回につき
A3	1549	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38	
A3	1550	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38	
A3	1551	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A3	1552	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1553	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1554	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	34	
A3	1555	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33	
A3	1556	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33	
A3	1557	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割			6	
A3	1558	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		特別地域加算 所定単位数の15% 加算	5	
A3	1559	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割			5	
A3	1560	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割			4	
A3	1561	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	3	
A3	1562	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割			3	
A3	1563	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割			2	
A3	1564	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2	
A3	1565	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割			2	
A3	1566	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		100 単位加算	18	1月につき
A3	1567	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		200 単位加算	36	

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1568	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅲ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		38	1回につき	
A3	1569	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1570	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1571	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A3	1572	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1573	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1574	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	34		
A3	1575	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1576	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1577	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算			6
A3	1578	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1579	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	5		
A3	1580	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割				4		
A3	1581	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1582	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	3		
A3	1583	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割				2		
A3	1584	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1585	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	2		
A3	1586	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	100 単位加算		18	1月につき		
A3	1587	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	200 単位加算		36			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表（A3）

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1588	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割			38	1回につき
A3	1589	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		38	
A3	1590	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		38	
A3	1591	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		35	
A3	1592	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34	
A3	1593	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34	
A3	1594	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		34	
A3	1595	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		33	
A3	1596	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		33	
A3	1597	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算		6	
A3	1598	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	5	
A3	1599	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	5	
A3	1600	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割			4	
A3	1601	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3	
A3	1602	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1603	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割			2	
A3	1604	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2	
A3	1605	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1606	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	18	1月につき
A3	1607	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		200 単位加算	36	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)]

利用者1割負担									
サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A3	1608	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅳ)			31	1回につき	
A3	1609	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1610	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1611	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		28		
A3	1612	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1613	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1614	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		27		
A3	1615	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1616	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1617	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算				5
A3	1618	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4			
A3	1619	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割		事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4			
A3	1620	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割		中山間地域等における小規模 事業所加算 所定単位数の 10% 加算			3		
A3	1621	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3		
A3	1622	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	3		
A3	1623	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割		中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の 5% 加算			2		
A3	1624	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1			
A3	1625	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	1			
A3	1626	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		15	1月につき	
A3	1627	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・1割			200 単位加算		29		

利用者2割負担

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A3	1628	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅳ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			31	1回につき
A3	1629	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1630	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1631	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		28	
A3	1632	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27	
A3	1633	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27	
A3	1634	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		27	
A3	1635	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27	
A3	1636	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1637	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算		5	
A3	1638	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	4	
A3	1639	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	4	
A3	1640	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割			中山間地域等における小規模 事業所加算 所定単位数の 10% 加算		3	
A3	1641	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3	
A3	1642	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	3	
A3	1643	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割			中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の 5% 加算		2	
A3	1644	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1	
A3	1645	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	1	
A3	1646	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		15	1月につき
A3	1647	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・2割			200 単位加算		29	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表（A3）

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1648	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(Ⅳ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		1回につき
A3	1649	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			31	
A3	1650	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			30	
A3	1651	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	
A3	1652	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	
A3	1653	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A3	1654	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	
A3	1655	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	
A3	1656	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	
A3	1657	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	
A3	1658	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	
A3	1659	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			特別地域加算 所定単位数の15% 加算	
A3	1660	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A3	1661	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	
A3	1662	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	
A3	1663	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	
A3	1664	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	
A3	1665	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A3	1666	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	
A3	1667	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割			生活機能向上連携加算 100 単位加算	1月につき
					200 単位加算	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(3)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1668	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(3)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			42	1回につき
A3	1669	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42	
A3	1670	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41	
A3	1671	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		38	
A3	1672	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38	
A3	1673	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37	
A3	1674	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		37	
A3	1675	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37	
A3	1676	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36	
A3	1677	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		6	
A3	1678	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	6	
A3	1679	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	6	
A3	1680	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		4	
A3	1681	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1682	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1683	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1684	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1685	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1686	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		20	1月につき
A3	1687	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割			200 単位加算		40	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1688	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(3)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			42	1回につき
A3	1689	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42	
A3	1690	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41	
A3	1691	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		38	
A3	1692	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38	
A3	1693	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37	
A3	1694	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		37	
A3	1695	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37	
A3	1696	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36	
A3	1697	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		6	
A3	1698	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	6	
A3	1699	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	6	
A3	1700	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		4	
A3	1701	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1702	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1703	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1704	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1705	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1706	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		20	1月につき
A3	1707	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割			200 単位加算		40	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1708	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(3)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		42	1回につき	
A3	1709	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		42
A3	1710	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		41
A3	1711	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%			38
A3	1712	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		38
A3	1713	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		37
A3	1714	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			37
A3	1715	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		37
A3	1716	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		36
A3	1717	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割			特別地域加算—所定単位数の15%—加算			6
A3	1718	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		6
A3	1719	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1720	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算—所定単位数の10%—加算			4
A3	1721	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		4
A3	1722	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1723	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算—所定単位数の—5%—加算			2
A3	1724	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		2
A3	1725	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1726	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算	20	1月につき	
A3	1727	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割			200 単位加算	40		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(4)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1728	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(4)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			39	1回につき
A3	1729	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39	
A3	1730	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39	
A3	1731	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		36	
A3	1732	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35	
A3	1733	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35	
A3	1734	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		35	
A3	1735	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1736	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1737	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		6	
A3	1738	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	5	
A3	1739	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	5	
A3	1740	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		4	
A3	1741	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1742	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1743	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1744	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1745	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1746	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		生活機能向上連携加算	100 単位加算		19	1月につき
A3	1747	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割			200 単位加算		37	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1748	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(4)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			39	1回につき
A3	1749	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39	
A3	1750	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39	
A3	1751	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		36	
A3	1752	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35	
A3	1753	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35	
A3	1754	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		35	
A3	1755	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1756	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1757	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		6	
A3	1758	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	5	
A3	1759	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	5	
A3	1760	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		4	
A3	1761	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1762	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1763	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1764	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1765	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1766	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		生活機能向上連携加算	100 単位加算		19	1月につき
A3	1767	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割			200 単位加算		37	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1768	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(4)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		39	1回につき	
A3	1769	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		39
A3	1770	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		39
A3	1771	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%			36
A3	1772	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		35
A3	1773	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		35
A3	1774	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			35
A3	1775	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34
A3	1776	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34
A3	1777	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割						6
A3	1778	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		5
A3	1779	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1780	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割						4
A3	1781	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		4
A3	1782	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1783	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割						2
A3	1784	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		2
A3	1785	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1786	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	19	1月につき		
A3	1787	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		200 単位加算	37			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(6)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1788	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(6)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			34	1回につき
A3	1789	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1790	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1791	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		34	
A3	1792	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1793	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1794	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		30	
A3	1795	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1796	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1797	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		5	
A3	1798	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	5	
A3	1799	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	5	
A3	1800	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		3	
A3	1801	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1802	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1803	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1804	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1805	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1806	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		16	1月につき
A3	1807	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割			200 単位加算		33	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1808	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(6)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			34	1回につき
A3	1809	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1810	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1811	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		34	
A3	1812	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34	
A3	1813	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1814	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		30	
A3	1815	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1816	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1817	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		5	
A3	1818	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	5	
A3	1819	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	5	
A3	1820	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		3	
A3	1821	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1822	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1823	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1824	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1825	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1826	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		16	1月につき
A3	1827	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割			200 単位加算		33	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1828	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(6)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		34	1回につき	
A3	1829	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34
A3	1830	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34
A3	1831	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			34
A3	1832	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		34
A3	1833	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		30
A3	1834	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			30
A3	1835	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		30
A3	1836	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		30
A3	1837	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割						5
A3	1838	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			5
A3	1839	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			5
A3	1840	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割						3
A3	1841	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			3
A3	1842	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			3
A3	1843	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割						2
A3	1844	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			2
A3	1845	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			1
A3	1846	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	生活機能向 上連携加算		100 単位加算	16	1月につき	
A3	1847	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割			200 単位加算	33		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(8)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1848	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(8)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			33	1回につき
A3	1849	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33	
A3	1850	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33	
A3	1851	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		30	
A3	1852	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1853	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1854	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		29	
A3	1855	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1856	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1857	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		5	
A3	1858	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	5	
A3	1859	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1860	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		3	
A3	1861	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1862	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1863	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1864	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1865	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	1866	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		16	1月につき
A3	1867	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割			200 単位加算		32	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	1868	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(8)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			33	1回につき
A3	1869	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33	
A3	1870	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33	
A3	1871	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		30	
A3	1872	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1873	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1874	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		29	
A3	1875	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1876	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1877	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		5	
A3	1878	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	5	
A3	1879	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1880	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		3	
A3	1881	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1882	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1883	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1884	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1885	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	1886	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		16	1月につき
A3	1887	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割			200 単位加算		32	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表（A3）

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1888	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(8)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		33	1回につき	
A3	1889	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		33
A3	1890	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		33
A3	1891	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%			30
A3	1892	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		30
A3	1893	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		29
A3	1894	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			29
A3	1895	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		29
A3	1896	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		29
A3	1897	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割						5
A3	1898	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割			特別地域加算→所定単位数の15%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		5
A3	1899	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1900	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割						3
A3	1901	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の10%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		3
A3	1902	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1903	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割						2
A3	1904	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の5%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		2
A3	1905	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1906	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	16	1月につき		
A3	1907	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		200 単位加算	32			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(9)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					
A3	1908	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(9)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			30	1回につき
A3	1909	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1910	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1911	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		27	
A3	1912	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27	
A3	1913	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1914	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		26	
A3	1915	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1916	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1917	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		5	
A3	1918	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1919	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1920	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		3	
A3	1921	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1922	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1923	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1924	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	1925	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	1926	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		生活機能向上連携加算	100 単位加算		14	1月につき
A3	1927	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割			200 単位加算		28	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					
A3	1928	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(9)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			30	1回につき
A3	1929	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30	
A3	1930	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29	
A3	1931	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		27	
A3	1932	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27	
A3	1933	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1934	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		26	
A3	1935	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1936	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26	
A3	1937	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		5	
A3	1938	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1939	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4	
A3	1940	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		3	
A3	1941	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1942	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1943	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		2	
A3	1944	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	1945	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	1946	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		生活機能向上連携加算	100 単位加算		14	1月につき
A3	1947	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割			200 単位加算		28	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1948	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(9)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		30	1回につき	
A3	1949	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		30
A3	1950	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		29
A3	1951	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%			27
A3	1952	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		27
A3	1953	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		26
A3	1954	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			26
A3	1955	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		26
A3	1956	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		26
A3	1957	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算			5
A3	1958	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割						4
A3	1959	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割						4
A3	1960	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算			3
A3	1961	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割						3
A3	1962	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割						3
A3	1963	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算			2
A3	1964	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割						1
A3	1965	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割						1
A3	1966	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		100 単位加算		14	1月につき	
A3	1967	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		200 単位加算		28		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(11)]

利用者1割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A3	1968	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(11)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			26	1回につき
A3	1969	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25	
A3	1970	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25	
A3	1971	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	23	
A3	1972	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	23	
A3	1973	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	23	
A3	1974	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	23	
A3	1975	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	1976	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	1977	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割					4	
A3	1978	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1979	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1980	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割					3	
A3	1981	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1982	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1983	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割					1	
A3	1984	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	1985	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	1986	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割		生活機能向上連携加算		100 単位加算	12	1月につき
A3	1987	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・1割				200 単位加算	24	

利用者2割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A3	1988	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(11)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			26	1回につき
A3	1989	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25	
A3	1990	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25	
A3	1991	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	23	
A3	1992	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	23	
A3	1993	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	23	
A3	1994	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	23	
A3	1995	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	1996	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	1997	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割					4	
A3	1998	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4	
A3	1999	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	2000	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割					3	
A3	2001	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	2002	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2003	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割					1	
A3	2004	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2005	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2006	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割		生活機能向上連携加算		100 単位加算	12	1月につき
A3	2007	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・2割				200 単位加算	24	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表（A3）

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	2008	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(11)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		26	1回につき	
A3	2009	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		25
A3	2010	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		25
A3	2011	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%			23
A3	2012	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		23
A3	2013	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		23
A3	2014	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			23
A3	2015	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		22
A3	2016	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		22
A3	2017	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割						4
A3	2018	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割			特別地域加算→所定単位数の15%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		4
A3	2019	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2020	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割						3
A3	2021	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の10%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		2
A3	2022	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2023	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割						1
A3	2024	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の→5%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		1
A3	2025	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2026	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	12	1月につき		
A3	2027	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		200 単位加算	24			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(12)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	2028	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(12)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			25	1回につき
A3	2029	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25	
A3	2030	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	24	
A3	2031	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		22	
A3	2032	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	2033	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	2034	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		22	
A3	2035	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	2036	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21	
A3	2037	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割			特別地域加算→所定単位数の15%→加算		4	
A3	2038	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%	3	
A3	2039	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	2040	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の10%→加算		2	
A3	2041	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%	2	
A3	2042	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2043	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の5%→加算		1	
A3	2044	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%	1	
A3	2045	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2046	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		12	1月につき
A3	2047	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割			200 単位加算		24	

利用者2割負担

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A3	2048	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(12)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			25	1回につき
A3	2049	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25	
A3	2050	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	24	
A3	2051	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		22	
A3	2052	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	2053	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	2054	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		22	
A3	2055	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22	
A3	2056	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21	
A3	2057	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割			特別地域加算→所定単位数の15%→加算		4	
A3	2058	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%	3	
A3	2059	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	2060	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の10%→加算		2	
A3	2061	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%	2	
A3	2062	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2063	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の5%→加算		1	
A3	2064	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%	1	
A3	2065	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2066	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		12	1月につき
A3	2067	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割			200 単位加算		24	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	2068	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(12)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		25	1回につき	
A3	2069	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		25
A3	2070	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		24
A3	2071	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		22
A3	2072	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		22
A3	2073	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		22
A3	2074	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		22
A3	2075	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		22
A3	2076	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		21
A3	2077	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割			特別地域加算—所定単位数の15%—加算			4
A3	2078	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		3
A3	2079	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2080	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算—所定単位数の10%—加算			2
A3	2081	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		2
A3	2082	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2083	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算—所定単位数の—5%—加算			1
A3	2084	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合—×90%		1
A3	2085	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2086	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	12	1月につき		
A3	2087	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		200 単位加算	24			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(13)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	2088	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(13)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			21	1回につき
A3	2089	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21	
A3	2090	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21	
A3	2091	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		19	
A3	2092	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19	
A3	2093	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19	
A3	2094	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		19	
A3	2095	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18	
A3	2096	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18	
A3	2097	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		3	
A3	2098	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	2099	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	2100	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		2	
A3	2101	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	2102	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2103	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		1	
A3	2104	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2105	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2106	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		生活機能向上連携加算	100 単位加算		10	1月につき
A3	2107	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割			200 単位加算		20	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	2108	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(13)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			21	1回につき
A3	2109	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21	
A3	2110	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21	
A3	2111	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		19	
A3	2112	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19	
A3	2113	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19	
A3	2114	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		19	
A3	2115	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18	
A3	2116	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18	
A3	2117	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		3	
A3	2118	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	2119	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	2120	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		2	
A3	2121	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	2122	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2123	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		1	
A3	2124	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2125	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2126	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		生活機能向上連携加算	100 単位加算		10	1月につき
A3	2127	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割			200 単位加算		20	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	2128	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(13)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		21	1回につき	
A3	2129	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		21
A3	2130	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		21
A3	2131	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%			19
A3	2132	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		19
A3	2133	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		19
A3	2134	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			19
A3	2135	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		18
A3	2136	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		18
A3	2137	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割						3
A3	2138	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割			特別地域加算→所定単位数の15%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		3
A3	2139	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2140	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の10%→加算			2
A3	2141	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		2
A3	2142	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2143	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の→5%→加算			1
A3	2144	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→×90%		1
A3	2145	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2146	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	10	1月につき		
A3	2147	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		200 単位加算	20			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(14)]

利用者1割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	2148	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(14)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			16	1回につき
A3	2149	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16	
A3	2150	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16	
A3	2151	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		14	
A3	2152	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2153	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2154	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		14	
A3	2155	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2156	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2157	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		2	
A3	2158	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	2159	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2160	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		2	
A3	2161	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2162	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2163	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		1	
A3	2164	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2165	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2166	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		8	1月につき
A3	2167	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割			200 単位加算		15	

利用者2割負担							合成 単位数	算定 単位
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					
A3	2168	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(14)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位			16	1回につき
A3	2169	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16	
A3	2170	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16	
A3	2171	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		14	
A3	2172	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2173	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2174	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		14	
A3	2175	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2176	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14	
A3	2177	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割			特別地域加算―所定単位数の15%―加算		2	
A3	2178	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	2179	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	2180	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割			中山間地域等における小規模事業所加算―所定単位数の10%―加算		2	
A3	2181	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2182	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2183	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算―所定単位数の5%―加算		1	
A3	2184	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	2185	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	2186	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		生活機能向 上連携加算	100 単位加算		8	1月につき
A3	2187	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割			200 単位加算		15	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表（A3）

利用者3割負担								
サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	2188	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	介護職員等 処遇改善加 算(V)(14)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		16	1回につき	
A3	2189	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		16
A3	2190	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		16
A3	2191	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→90%			14
A3	2192	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		14
A3	2193	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		14
A3	2194	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割			事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%			14
A3	2195	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		14
A3	2196	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		14
A3	2197	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割						2
A3	2198	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割			特別地域加算→所定単位数の15%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→90%		2
A3	2199	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2200	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割						2
A3	2201	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割			中山間地域等における小規模事業所加算→所定単位数の10%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→90%		1
A3	2202	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2203	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割						1
A3	2204	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算→所定単位数の5%→加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合→90%		1
A3	2205	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割				事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2206	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	8	1月につき		
A3	2207	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		200 単位加算	15			